

令和8年度 横浜市部活動指導員候補者名簿への登録に関する要項

1 登録資格

部活動指導員の登録にあつたつては、その職務を遂行する熱意のある者で次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 任用日現在満 18 歳以上で、担当する部活動種目の実技指導に堪能であり、人格・識見ともに優れ、生徒の指導に適しているとともに、学校教育に関する十分な理解を有すること。
- (2) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に規定する欠格事項に該当していないこと。
- (3) 健康で職務に必要な能力を有していること。
- (4) 次の各項目のうち、いずれかの条件を満たす者
 - ア 学校教職員として部活動指導の経験のある者
 - イ 学校部活動または地域クラブ等において、児童生徒に対しスポーツ指導経験のある者
 - ウ 配置予定校の校長が、一定の知識・技能を有すると認める者
 - エ 日本スポーツ協会の公認指導員資格を有する者
 - オ 横浜市教育委員会が認める部活動指導員に関する養成講座等を修了した者
 - カ 学生（大学、専門学校）にあつては、指導予定の部活動の競技経験又は活動経験が、義務教育課程修了後に 3 年以上ある者
- (6) 武道（柔道、剣道及び空手等）の部活動指導員については、段位を有すること。

2 職務内容

部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）である部活動において、校長等の指揮監督を受け、校長等が指定する部活動において、教諭等と連携して以下に掲げる職務のうち、校長等の指定するいずれかの職務又はすべての職務に従事するものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技術の指導
- (3) 対外試合等、学校外での活動における生徒の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の会計等の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 活動中の生徒指導
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) 部活動顧問又は副顧問
- (11) 教育委員会等が開催する研修の受講

3 勤務条件等

- (1) 配置校 横浜市立中学校、義務教育学校
- (2) 勤務時間 基本 1 週間当たり 1 から 5 日、1 日 2 時間（平日）又は 3 時間（土・日曜日、祝日）
- (3) 報酬 1 時間あたり 2, 200 円
- (4) 通勤費用 1 か月：55,000 円以内の限度額あり
- (5) 任用期間 任用後、任用年度末まで
- (6) 任用期間中は、「横浜市立学校部活動ガイドライン」を順守すること

※ 週に平日 1 日以上、土日 1 日以上で部活動休養日を設定し、1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とする」等のガイドライン

4 応募手続

- (1) 電子メール又は郵送により申込書をお送りください。
なお、特段の事情がない限り、電子メールでの提出をお願いします。
- (2) 受付期間は随時とします。
- (3) 申込書
 - ア 教職員経験者以外の方
横浜市部活動指導員任用候補者名簿登録申込用紙（様式1）
 - イ 教職員経験者
横浜市部活動指導員任用候補者名簿登録申込用紙（教職員経験者用）（様式2）

5 応募方法

- (1) 電子メールによる応募
 - ア 送付先
ky-bukatsu@city.yokohama.lg.jp
 - イ 件名
【登録】部活動指導員
 - ウ パスワード
添付する申込書にはパスワード（半角英数字8文字以内）をかけ、応募のメールとは別のメールでそのパスワードをお知らせください。
- (2) 郵送による応募
 - ア 送付先
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市教育委員会事務局 学校経営支援課 部活動指導員担当
 - イ 注意事項
封筒の表側に「部活動指導員登録申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。
 - ウ 返信用封筒
申込書のほかに 110円切手を貼付した返信用封筒（送り先の住所・氏名を記入）を同封してください。

6 選考

申込書の内容を審査し、登録資格に問題がなければ横浜市部活動指導員任用候補者名簿に登録します。

7 選考結果の通知

選考の結果（登録の可否）は、電子メール又は郵送にて通知します。
電話での照会には応じません。

8 名簿の更新

- (1) 名簿に登録された方は、本人の申し出がない限り、年度が替わっても自動更新します。
- (2) 登録内容に変更があった場合は横浜市教育委員会学校経営支援課に連絡ください。
電話：045-671-3285
電子メールアドレス：ky-bukatsu@city.yokohama.lg.jp

9 任用までの流れ

- ① 横浜市部活動指導員任用候補者名簿への登録
- ② 部活動指導員配置希望校の校長から教育委員会へ部活動種ごとに登録者の照会
- ③ 部活動指導員任用候補者名簿登録者の中から経験、競技種目及び活動内容、学校の希望、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置予定者を選定
- ④ 部活動指導員配置希望校の校長へ回答
- ⑤ 部活動指導員配置希望校の校長から部活動指導員任用候補者へ連絡し、面接日時等の調整を行う。
- ⑥ 当該校の校長と部活動指導員任用候補者との面接
- ⑦ 当該校の校長から面接結果（任用の可否）が連絡されます。
- ⑧ 任用前研修の受講
任用が決定した場合、任用前研修を行います。任用には本研修の受講が必須となります。
- ⑨ 任用

10 部活動指導員任用候補者名簿からの削除

(1) 次の事項に該当した場合

- ア 登録資格がないこと、また、応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合
- イ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就労等が制限されていることが判明した場合
- ウ 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
- エ 名簿登録後、地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に規定する欠格事項に該当した場合
- オ その他、教育委員会が部活動指導員として適当でないと判断した場合

(2) 名簿登録者本人から申し出があった場合

11 兼職について

次の項目のいずれかに該当する方は、部活動指導員との兼職は認めません。

- (1) 横浜市の正規職員、臨時的任用職員、フルタイムで勤務されている方
- (2) 他の自治体の正規職員などフルタイム勤務の方
- (3) 民間企業の正社員などフルタイム勤務の方すべて